

# 野田市立岩木小学校PTA細則

## 第一章 会費

第1条 会則第四章第6条に規定する会費は、1世帯あたり月額300円とする。

## 第二章 会計監査委員・本部役員選考委員会

第2条 会則第八章第18条第3項と第十一章第30条に規定する会計監査委員・本部役員選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員の選出は次のとおりとする。

- 1 顧問1名。
- 2 校外安全部員、広報部員、文化部員、体育部員およびバザー実行委員の中からそれぞれ互選により1名ずつ計5名の代表。
- 3 本部役員の中から2名以上の代表。
- 4 前年度本部役員の中から1名以上の代表。
- 5 教職員の中から2名以上の代表。

第3条 選考委員会は、11名以上の委員によって構成し、委員長は互選により決める。

第4条 選考委員の氏名は全会員に報告する。

第5条 選考委員が役員候補者になることはできない。

第6条 この選考委員会は会計監査委員および本部役員を選出、本人の承諾を得て総会前に全会員に報告した後、総会に推薦し、承認されたときに任務を終了する。

## 第三章 補導員

第7条 補導員は、会長が会員も含めた学区内有識者の中から選出する。

第8条 補導員は、市から2年間（再任は妨げない）の委嘱を受ける。

## 第四章 委任状

第9条 総会に出席不可能な会員のために委任状を認める。

第10条 委任状の提出対象者は現役会員とする。

第11条 委任状は総会出席者に加算する。

## 附則

本細則は	昭和55年	5月31日	より実施する。
	昭和57年	4月26日	改正
	昭和60年	4月20日	改正
	平成2年	4月14日	改正
	平成4年	4月11日	改正
	平成5年	4月17日	改正
	平成13年	4月13日	改正
	平成14年	4月19日	改正
	平成17年	4月23日	改正
	平成18年	4月22日	改正
	平成25年	4月20日	改正
	平成29年	12月22日	改正
	令和3年	4月24日	改正
	令和5年	2月25日	改正

## 岩木小PTA慶弔に関する規定

- 1 児童、会員および教職員の配偶者、親子等の慶弔に関しては次の規定による。
  - (1) 児童、会員が死亡した場合。 10,000円
  - (2) 会員が火災およびその他の災害にあった場合。 5,000円
  - (3) 教職員が長期の病気または入院をした場合。 5,000円
  - (4) 教職員または配偶者が出産をした場合。 5,000円
  - (5) 教職員が結婚をした場合。 5,000円
  - (6) 教職員が退職または転任した場合。 2,000円  
+ (1,000円×在職年数)
  - (7) 教職員の親子、配偶者の弔事の場合。 3,000円
- 2 この規定以外の場合およびこの規定による場合でも、特別の場合は協議をして決める。

3 この規定により慶弔についての返礼は行わない。

### 附則

本規定は 昭和58年2月26日より実施する。  
昭和61年4月19日 改正  
平成 元年4月22日 改正